個人防護具の配布に関するQ&A

2026年10月20日時点版

問1.　配布を申請するにあたっての条件を教えてください。

○　配布された個人防護具については、希望した施設が自ら使用していただく必要があります。転売をする（した）ことが発覚した場合、当該施設については、今後原則として、中東情勢を受けて行った緊急配布のようなケースも含め、配布を行わないこととしておりますので、ご留意ください。

○　また、返品・交換は不可となりますので、各医療機関等の通常の使用量や、今後の必要量を勘案して、確実に受領ができる枚数を申告ください。

○　１施設あたりの各物資の希望上限数量及び申請単位は、以下のとおりとなりますので、ご参照の上、配布希望を行ってください。なお、十分な保管場所を確保できる場合には、希望上限数量を超える希望も可能です。

・医療用（サージカル）マスク：500枚単位（上限50,000枚）
・N95マスク：100枚単位（上限5,000枚）
・アイソレーションガウン：100枚単位（上限2,000枚）
・フェイスシールド：100枚単位（上限5,000枚）

問2.　系列の施設で使用することは可能ですか？

○　経営主体が同一である場合、他施設間で個人防護具を融通することは問題ありません。

問3.　配布希望は、先着順ですか？希望した結果の公表はありますか？

○　希望数量の総数が配布可能数量を上回る場合には、配布対象施設の区分に応じて、優先順位を設定の上、配布対象及び配布数量を決定することとしています。なお、希望数量の総数が配布可能数量を上回る場合には、抽選等を行う場合があります。

○　配布の可否にかかわらず、配布を希望いただいた施設の一覧については、厚生労働省のHPで公表する予定としていますので、適宜、ご参照ください。

（参考）
※公表予定URL
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/k

ojinbougogu/haifu/index.html

問4.　希望できる対象物資はどのようなものですか。

○　医療用（サージカル）マスク、N95 マスク、アイソレーションガウン（不織布製、プラスチック製）、フェイスシールドであり、厚生労働省において、当該製品に求める仕様を満たしたことを確認した製品となります。
　また、使用推奨期限については、令和９年度中使用推奨期限の製品となります。加えて、厚生労働省が契約する保管倉庫で適切に保管しています。

○　なお、製品のメーカー指定はできませんので、その点ご留意ください。
※アイソレーションガウンの「素材」の選択のみ可能です。

問5.　希望した物資はいつ頃届きますか。

○　配布対象施設への配送開始時期等の詳細については、配布数量等を整理した後、厚生労働省の HP に掲載する予定です。

○　なお、希望状況等によっては、配送予定時期の変更が生じる場合がありますが、現時点では、令和９年２月頃を目途に順次配送を開始する見込みです

○　また、個人防護具の種類によって、配送開始時期が異なり、配送開始時期から完了時期までに半年程度の期間を要する可能性がありえることから、手元に届くまでの時期が異なる可能性があります。

問6.　誤って多めに配布希望をしてしまいました。保管場所がないため、希望数量を変更することは可能でしょうか。あるいは、返却することは可能でしょうか。

○　原則として、キャンセル（返品や交換）は受け付けておりませんので、そのまま受け取りをお願いいたします。

問7.　希望した後に、閉院が決まってしまった場合、希望を取り下げることはできますか。

○　配送手続きを中止しますので、厚生労働省医政局医薬産業振興企画課医療用物資等確保対策推進室まで医療機関情報等をお知らせください。

○　また、住所変更の場合も、同様に、医療機関情報等をお知らせください。

【担当部署】

厚生労働省医政局医薬産業振興企画課医療用物資等確保対策推進室

メールアドレス：ppe-haifu@mhlw.go.jp

問8.　どこの配送業者から物資が届きますか。

○　厚生労働省から日本通運株式会社に委託しておりますので、当該事業者からの配送となります。

問9.　医療用（サージカル）マスクが届いたが、追加で配布いただくこと可能でしょうか。また、無償で受け取ることで差し支えないでしょうか。

○　追加の配布は予定しておりません。また、無償で受領いただくことで差し支えございません。

問10.　申請方法・申請様式・提出先について教えていただきたい。

○　配布に係る申請方法等は、お手数ですが、貴施設が所在する都道府県の担当部署にお問い合わせをお願いします。

問11.　配送先住所（配送先の指定可否）・申請単位（例：1枚からか、1箱からかなど）は、決まっておりますでしょうか。

○　住所は、配送先の住所の記載をお願いします。例えば、保管場所が事業所以外となる場合、県外の住所を記載いただくことは差し支えございません。

○　また、1施設あたりの各物資の希望上限数量及び申請単位は、以下のとおりとなりますので、ご参照の上、配布希望を行ってください。なお、十分な保管場所を確保できる場合には、希望上限数量を超える希望も可能です。

・医療用（サージカル）マスク：500枚単位（上限50,000枚）
・N95マスク：100枚単位（上限5,000枚）
・アイソレーションガウン：100枚単位（上限2,000枚）
・フェイスシールド：100枚単位（上限5,000枚）

問12.　配布対象となる個人防護具の使用期限を教えてください。

○　今回対象となる個人防護具は、使用推奨期限が令和９年度中期限となる製品となります。

問13.　破損・不備があった場合、返品交換することは可能でしょうか。

○　破損・不備がある製品が届いた場合については、お手数ですが、以下の担当部署まで問い合わせをお願いします。

【担当部署】

厚生労働省医政局医薬産業振興企画課医療用物資等確保対策推進室

メールアドレス：ppe-haifu@mhlw.go.jp

問14.　申請すれば、希望通りに個人防護具が配布されますか。

○　各施設からの希望数量の総数が、配布可能数量を上回った場合等には、抽選等を行う場合がございますので、希望する個人防護具が全て配布されるというわけではございません。

以上